

令和元年度答申第32号
令和元年9月6日

諮問番号 令和元年度諮問第30号（令和元年8月5日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が道路の附属物を損傷する交通事故（以下「本件事故」という。）を起こしたとして、A地方整備局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、道路法（昭和27年法律第180号）58条1項の規定に基づき、本件事故により必要を生じた道路の附属物の復旧工事に要した費用の負担命令（以下「本件負担命令」という。）を発したことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

道路法58条1項は、「道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。」と規定している。

そして、道路法は、上記「道路」には、道路の附属物を含み（2条1項）、

上記「他の行為」とは、道路を損傷し、若しくは汚損した行為又は道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為をいうと規定している（22条1項）。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成30年2月9日22時頃、一般国道a号を自家用乗用車で走行中、B地において、道路の附属物である視線誘導標1基、道路鋸1個及び縁石3個（以下「本件道路附属物」という。）を損傷する交通事故（本件事故）を起こした。

（道路附属物損傷報告書、道路損傷確認書）

- (2) 審査請求人は、平成30年3月1日付けで、処分庁に対し、審査請求人を原因者とする本件事故により必要となった復旧工事について、直ちに道路管理者が工事を施行し、その費用を道路管理者の命令に従って審査請求人が負担すること又は道路管理者の命令に従って審査請求人が工事を施行してその費用を負担することの二つの方法があることを確認した上で、工事は国土交通省が施行し、その費用は自費で支払うことを選択する旨を申し立てた。

（道路損傷確認書、「復旧方法及び支払方法」と題する書面）

- (3) 処分庁は、平成30年5月23日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が道路を損傷した行為（本件事故）は道路法22条1項の「他の行為」に該当し、道路管理上支障があるため、国が本件道路附属物の復旧工事（以下「本件復旧工事」という。）を施行する旨及びこの復旧に要した費用は別途道路附属物等復旧費用負担命令書をもって審査請求人から徴収する旨を通知した。

（道路附属物等復旧工事施工通知書）

- (4) C国道維持出張所長は、平成30年8月1日、本件復旧工事を完了した。

（道路附属物等復旧工事完了報告書）

- (5) 処分庁は、平成30年8月9日付けで、審査請求人に対し、道路法58条1項の規定に基づき、本件復旧工事に要した費用（合計11万1,390円。以下「本件負担金」という。）の負担命令（本件負担命令）を発した。

なお、本件負担命令の通知書に添付された復旧完了状況を示す写真（以下「復旧完了写真」という。）中の視線誘導標に係る写真には、「今回の復旧で、安全対策として夜間の視認性等に優れたガイドフラッシュ（上）＋セ

フティライトS型（下）で復旧しましたが、原因者への請求は、安価な損傷したセフティライトO型で行っています。」との注意書きがされている。

（道路附属物等復旧工事費用負担命令書、復旧完了写真）

- (6) D国道事務所の職員は、平成30年10月26日、審査請求人に対し、本件復旧工事では、視線誘導標は復旧前と比べて機能性の高い物で復旧しているが、本件負担金は復旧前の視線誘導標と同じ物で復旧した場合の費用を算出したものであることを説明した。

（対応メモ）

- (7) 審査請求人は、平成30年11月12日（同月8日の消印）、審査庁に対し、本件負担命令を不服として本件審査請求をした。

（補正前の審査請求書）

- (8) 審査庁は、令和元年8月5日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件負担金は高額過ぎて支払うことができないし、本件復旧工事について説明がなく、処分庁の都合により本件負担金を決定されたことにも納得していないから、本件負担命令の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

本件道路附属物を審査請求人が損傷したこと及びその行為が道路法58条1項の「他の行為」に該当することについては、審理関係人間に争いが無い。

審査請求人は、本件負担金が高額過ぎると主張するところ、道路法58条1項に基づく負担命令は、「必要を生じた限度」であることが要件とされているから、新たに設置された物件に従前の物を大幅に上回る機能があり、その部分までをも費用に含めた場合、当該損傷物件に近日中に交換する予定があった場合などの特段の事情があった場合には、これらの事情を考慮せずにされた負担命令には裁量権の逸脱又は濫用があったとして、これを取り消し得ると解される。処分庁は、本件復旧工事において、損傷前の道路附属物に比し、より機能の高い物で復旧しているが、本件負担金の算定においては、損傷前の道路附属物と同じ物で復旧した場合に要する費用を計上したことが認められ、また、その費用は、処分庁が工事を発注する際の工事費の積算基準にのっとって積算算

出されたことが認められるから、本件負担金の算定に当たり、裁量権の逸脱や濫用があったとはいえ、審査請求人の主張は採用することができない。

また、審査請求人は、本件復旧工事について説明がなく、処分庁の都合により本件負担金を決定されたと主張するが、道路法58条1項は、負担命令を発するに当たって、事前に原因者に説明をしなければならないとは規定していないから、事前の説明がなかったとしても、負担命令の効力に何ら影響を及ぼすものではないし、処分庁は、審査請求人に対し、復旧方法及び支払方法について確認をし、事前に復旧工事を施行する旨の通知をしていることが認められるから、審査請求人の主張は採用することができない。

以上によれば、本件負担命令に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件負担命令の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、本件負担金は高額過ぎて支払うことができないし、本件復旧工事について説明がなく、処分庁の都合により本件負担金を決定されたことにも納得していないと主張している。

(2) 本件負担金について

道路法58条1項は、道路を損傷するなどの行為により必要を生じた道路に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、費用を負担する者（原因者）にその全部又は一部を負担させるものとする規定している（上記第1の1）。この原因者負担金制度は、原因者によって損傷等した道路の機能回復を図るための手段であるから、原因者が負担する「道路に関する工事の費用」とは、道路の機能回復（効用の原状回復）に要する費用と解するのが相当であり、原因者には、その必要を生じた限度において、上記費用の負担が課せられることになる。

これを本件についてみると、処分庁は、本件復旧工事において、視線誘導標については、損傷した視線誘導標と比べて、機能性の高い視線誘導標を設置したため、本件復旧工事に要した実際の費用は、合計20万8,857円であった（「現況完了金額」）が、審査請求人に対しては、損傷した視線誘導標と同じ機能の物を設置した場合に要する費用を算出した（「完了報告

用」) 上で、合計11万1,390円の負担を命じたことが認められる(上記第1の2の(5))。

そして、審査庁が当審査会に提出した資料(令和元年8月27日付けの審査庁主張書面)によれば、処分庁は、国土交通省直轄の道路工事等の工事費の積算に適用される「土木工事標準積算基準書」に基づき、国土交通省土地・建設産業局が決定して公表している公共工事設計労務単価や、平成30年度にC国道維持出張所の管内で道路安全施設整備工事を行うために一般競争入札により決定した業者との間で契約した単価を用いるなどして、本件負担金を算定したことが認められる。

そうすると、本件負担金は、本件事故により必要を生じた限度において、国土交通省直轄の道路工事等で適用することとされている上記積算基準書に基づき、本件道路附属物の損傷前の機能回復に要する費用を算定したものであるから、その算定に問題とすべき点は認められず、本件負担金が高額過ぎるとの審査請求人の主張は失当である。

(3) 本件復旧工事の説明等について

一件記録によれば、本件復旧工事に先立ち、処分庁は、審査請求人に対し、道路損傷確認書、「復旧方法及び支払方法」と題する書面及び損傷状況を示す写真(以下「損傷状況写真」という。)を送付したこと、損傷状況写真においては、本件道路附属物の損傷状況と復旧方法について具体的な説明(視線誘導標については支柱内の倒れ復元用スプリングの破断・反射体の破損のため「交換」を、道路鋸については反射体の損傷・剥がれのため「交換」を、縁石については損傷のため「撤去・設置し直し」を要するとの説明)がされていたこと、審査請求人は、道路損傷確認書及び「復旧方法及び支払方法」と題する書面に署名捺印して、これらの書面を処分庁に返送したこと、これらの書面において、審査請求人は、本件復旧工事については、直ちに道路管理者が工事を施行し、その費用を道路管理者の命令に従って審査請求人が負担すること又は道路管理者の命令に従って審査請求人が工事を施行してその費用を負担することの二つの方法があることを確認した上で、工事は国土交通省が施行し、その費用は自費で支払うことを選択する旨を申し立てたこと(上記第1の2の(2))、そして、本件復旧工事の完了後に処分庁が審査請求人に送付した「道路附属物等復旧工事費用負担命令書」には、本件道路附属物の復旧完了写真が添付されていたこと、その中の視線誘導標の復旧完了写真には、「今回の復旧で、安全対策として夜間の視認性等に優れたガイ

ドフラッシュ（上）＋セフティライトS型（下）で復旧しましたが、原因者への請求は、安価な損傷したセフティライトO型で行っています。」との注意書きがされていたこと（上記第1の2の(5)）、さらに、D国道事務所の職員が、審査請求人に対し、本件復旧工事では、視線誘導標は復旧前と比べて機能性の高い物で復旧しているが、本件負担金は復旧前の視線誘導標と同じ物で復旧した場合の費用を算出したものであることを説明したこと（上記第1の2の(6)）が認められる。

そうすると、処分庁は、審査請求人に対し、本件道路附属物の損傷状況と復旧方法について、本件復旧工事の施行の先後に具体的な説明をしており、また、本件負担金についても、視線誘導標の復旧に関する費用は復旧前と同じ機能の物を設置した場合に要する費用を算出したものであることを説明しているから、本件復旧工事について説明がなく、処分庁の都合により本件負担金を決定されたとの審査請求人の主張は、失当である。

- (4) したがって、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、本件負担命令に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公